

広島県告示第九百五十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年四月三日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 肥浜地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」（北緯三四度二四分四〇秒九八七五、東経一三三度一三分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル）

基点一 基準点から二一七度三五分三〇秒の方向六八四・九一メートルの点

基点二 基点一から三五二度二分〇一秒の方向一〇〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から八二度二分〇一秒の方向一二五・〇〇メートルの点

基点四 基点三から一七二度二分〇一秒の方向一〇〇・〇〇メートルの点

2 矢立地区（その一・その二）

(一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線、基点二と基点三を水際線で結んだ線、基点三と基点四を結んだ線及び基点四と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」（北緯三四度二四分四〇秒九八七五、東経一三三度一三分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル）

基点一 基準点から一七七度二八分一秒の方向四五六・八〇メートルの点

基点二 基点一から一五二度〇〇分二七秒の方向六〇・八七メートルの点

基点三 基準点から一八三度四三分三七秒の方向九六二・五〇メートルの点

基点四 基点三から三二一度三四分三九秒の方向一〇・九五メートルの点

3 天女浜地区

(一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線及び基点二と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市山波町の国土地理院四等三角点「小倉ノ内」(北緯三四度二四分四

〇秒九八七五、東経一三三度一三分三四秒四三八八、標高一八・〇七メートル)

基点一 基準点から一四三度三四分三三秒の方向六四八・〇八メートルの点

基点二 基点一から二二度〇六分四六秒の方向二九・一八メートルの点

二 重要港湾尾道系崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物